

# 参議院地方行政・警察委員会會議録第十一号

第四百十五回国

平成十一年五月二十七日(木曜日)

午後零時十分開会

## 委員の異動

四月二十七日

八田ひろ子君

補欠選任

吉川 春子君

吉川 春子君

四月二十八日

八田ひろ子君

補欠選任

吉川 春子君

八田ひろ子君

五月六日

吉川 春子君

補欠選任

松村 龍二君

服部三男雄君

五月十日

松村 龍二君

補欠選任

服部三男雄君

松村 龍二君

五月十二日

服部三男雄君

補欠選任

保坂 三蔵君

竹山 裕君

五月十八日

保坂 三蔵君

補欠選任

竹山 裕君

保坂 三蔵君

五月二十日

竹山 裕君

補欠選任

藤井 俊男君

藤井 俊男君

五月二十一日

藤井 俊男君

補欠選任

藤井 俊男君

藤井 俊男君

出席者は左のとおり。

委員長 小山 峰男君

理事 釜本 邦茂君

委員 松村 龍二君

委員 奥石 東君

## 委員

山下八洲夫君

富樫 練三君

井上 吉夫君

岩瀬 良三君

鎌田 要人君

木村 仁君

久世 公亮君

谷川 秀善君

高嶋 良充君

藤井 俊男君

魚住裕一郎君

八田ひろ子君

照屋 寛徳君

高橋 令則君

松岡満壽男君

野田 毅君

鈴木 正明君

入内島 修君

事務局長

兼任内閣審議官

常任委員会専門員

自治省行政局長

兼内閣審議官

常任委員会専門員

入内島 修君

事務局長

兼任内閣審議官

常任委員会専門員

入内島 修君

事務局長

兼任内閣審議官

常任委員会専門員

入内島 修君

事務局長

兼任内閣審議官

常任委員会専門員

入内島 修君

事務局長

兼任内閣審議官

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小山峰男君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に松村龍二君を指名いたします。

○委員長(小山峰男君) 地方公務員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。野田自治大臣。

○国務大臣(野田毅君) ただいま議題となりました地方公務員法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

この法律案は、高齢社会に対応するため、一般職の職員の定年退職者等の再任用制度について、条例で定める年齢までの在職を可能とし、及び短時間勤務の制度を設けるとともに、懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した職員が再び職員として採用された場合において当該退職及び採用が一定の要件に該当するものであるときは、退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとする等の改正を行うことといたします。

なお、この改正は、国家公務員の制度と均衡をとりつつ行うものであります。

以上がこの法律案を提案いたします理由であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、地方公務員の新たな再任用制度の導入であります。

まず、任命権者は、当該地方公共団体を定年退職等により退職した者を、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができることとしております。この場合の任期は、一年を超えない範囲内で更新できるものとすし、任期の末日に係る年齢は、国の職員につき定められている年齢を基準として条例で定めることとしております。

なお、国の職員の任期の末日に係る年齢は、共済年金の支給開始年齢の引き上げスケジュールに合わせて段階的に引き上げ、最終的には六十五歳とすることとしております。

また、この再任用制度においては、新たに設けた短時間勤務の職にも採用できることとしております。

次に、関係法律の整備として、再任用短時間勤務職員に対し給料、手当及び旅費を支給することとするほか、県費負担教職員に係る再任用制度の適用について特例規定を整備すること等の改正を行うこととしております。また、再任用短時間勤務職員について、常時勤務を要する職を占める再任用職員に準じた取り扱いができるよう所要の改正を行うなど、関係法律について所要の規定の整備を行うこととしております。

第二は、懲戒制度の整備であります。

職員が、任命権者の要請に応じ、当該地方公共団体の特別職の地方公務員、他の地方公共団体の地方公務員、国家公務員、地方公社等一定の法人に使用される者となるため退職し、その後当該退職を前提として職員として採用された場合、あるいは定年等により退職した後新たな再任用制度により採用された場合において、退職前の職員としての在職期間中に懲戒事由に該当する行為を行っていたときは、これに対し懲戒処分を行うことができることとしております。

以上が地方公務員法等の一部を改正する法律案

の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小山崎勇君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方公務員法等の一部を改正する法律案

地方公務員法等の一部を改正する法律案

(地方公務員法の一部改正)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項中「定める日」の下に「以下「定年退職日」という。」を加える。

第二十八条の三第一項中「同項の規定に基づく条例で定める日」を「定年退職日」に改め、同条第二項ただし書中「前条第一項の規定に基づく条例で定める日」を「定年退職日」に改める。

第二十八条の四を次のように改める。

(定年退職者等の再任用)

第二十八条の四 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等(第二十八条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして条例で定める者をいう。以下同じ。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が条例で定める年齢に達する日以後における最初の三月三十一日までの間において条例で定める日以前でなければならぬ。

4 前項の年齢は、国の職員につき定められている任期の末日に係る年齢を基準として定めるものとする。

5 第一項の規定による採用については、第二十二條第一項の規定は、適用しない。

第二十八条の四の次に次の二条を加える。

第二十八条の五 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項及び次条第二項において同じ。)に採用することができる。

2 前項の規定により採用された職員の任期については、前条第二項から第四項までの規定を準用する。

3 短時間勤務の職については、定年退職者等のうち第二十八条の二第一項から第三項までの規定の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

第二十八条の六 第二十八条の四第一項本文の規定によるほか、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者にあつては当該地方公共団体が組織する地方公共団体の組合の定年退職者等を、地方公共団体の組合の任命権者にあつては当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の定年退職者等を、従

前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。この場合において、同項ただし書及び同条第五項の規定を準用する。

2 前条第一項の規定によるほか、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者にあつては当該地方公共団体の組合の定年退職者等を、地方公共団体の組合の任命権者にあつては当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の定年退職者等を、従

前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。この場合において、同項ただし書及び同条第五項の規定を準用する。

2 前条第一項の規定によるほか、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者にあつては当該地方公共団体の組合の定年退職者等を、地方公共団体の組合の任命権者にあつては当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の定年退職者等を、従

前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。この場合において、同項ただし書及び同条第五項の規定を準用する。

2 前条第一項の規定によるほか、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者にあつては当該地方公共団体の組合の定年退職者等を、地方公共団体の組合の任命権者にあつては当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の定年退職者等を、従

前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。この場合において、同項ただし書及び同条第五項の規定を準用する。

2 前条第一項の規定によるほか、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者にあつては当該地方公共団体の組合の定年退職者等を、地方公共団体の組合の任命権者にあつては当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の定年退職者等を、従

前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。この場合において、同項ただし書及び同条第五項の規定を準用する。

2 前条第一項の規定によるほか、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者にあつては当該地方公共団体の組合の定年退職者等を、地方公共団体の組合の任命権者にあつては当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の定年退職者等を、従

前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。この場合において、同項ただし書及び同条第五項の規定を準用する。

同様の退職(以下この項において「先の退職」という。)、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。中に前項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

3 職員が、第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間(要請に応じた退職前の在職期間を含む。又はこれらの規定によりかつて採用された職員として在職していた期間中に第一項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

2 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の地方公務員、国家公務員又は地方公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるもの)に使用される者(以下この項において「特別職地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合(一)の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間(当該退職前に

同様の退職(以下この項において「先の退職」という。)、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。中に前項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

3 職員が、第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間(要請に応じた退職前の在職期間を含む。又はこれらの規定によりかつて採用された職員として在職していた期間中に第一項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

2 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の地方公務員、国家公務員又は地方公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるもの)に使用される者(以下この項において「特別職地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合(一)の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間(当該退職前に

同様の退職(以下この項において「先の退職」という。)、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。中に前項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

3 職員が、第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間(要請に応じた退職前の在職期間を含む。又はこれらの規定によりかつて採用された職員として在職していた期間中に第一項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

2 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の地方公務員、国家公務員又は地方公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるもの)に使用される者(以下この項において「特別職地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合(一)の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間(当該退職前に

同様の退職(以下この項において「先の退職」という。)、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。中に前項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

3 職員が、第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間(要請に応じた退職前の在職期間を含む。又はこれらの規定によりかつて採用された職員として在職していた期間中に第一項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

2 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の地方公務員、国家公務員又は地方公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるもの)に使用される者(以下この項において「特別職地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合(一)の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間(当該退職前に

同様の退職(以下この項において「先の退職」という。)、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。中に前項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

3 職員が、第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間(要請に応じた退職前の在職期間を含む。又はこれらの規定によりかつて採用された職員として在職していた期間中に第一項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

2 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の地方公務員、国家公務員又は地方公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるもの)に使用される者(以下この項において「特別職地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合(一)の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間(当該退職前に

同様の退職(以下この項において「先の退職」という。)、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。中に前項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

3 職員が、第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間(要請に応じた退職前の在職期間を含む。又はこれらの規定によりかつて採用された職員として在職していた期間中に第一項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

2 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の地方公務員、国家公務員又は地方公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるもの)に使用される者(以下この項において「特別職地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合(一)の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間(当該退職前に

同様の退職(以下この項において「先の退職」という。)、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。中に前項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

一般職の地方公務員の処遇等に関する法律の一部改正

第三条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員その他」を削る。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第四条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第六項中「職員」の下に「同法第十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の」を、「除く」の下に、「第九項において同じ」を加え、同条第九項中「非常勤職員を除く」を削る。

(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第五条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「非常勤職員の下に」(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く)を加える。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第六条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条に次の一項を加える。  
3 補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による保険給付であつて、この法律の規定による補償に相当するものを受ける場合には、基金は、当分の間、この法律の規定による補償を行わない。

(教育公務員特例法の一部改正)  
第七条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第七号)の一部を改正

一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「官職」の下に「又は地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職」を加える。

第八条の三を次のように改める。

第八條の三 公立大学の教員に対する地方公務員法第二十八條の二第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの間において、条例で定める日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で評議会の議に基づき学長があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「国の職員につき定められている定年を基準として条例で」とあるのは「評議会の議に基づき学長が」と、同条第四項中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員」とする。

2 公立大学の教員については、地方公務員法第二十八條の二第三項及び第二十八條の三の規定は、適用しない。

3 公立大学の教員への採用についての地方公務員法第二十八條の四から第二十八條の六までの規定の適用については、同法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項並びに第二十八條の六第一項及び第二項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもつて」と、同法第二十八條の四第二項(同法第二十八條の五第二項及び第二十八條の六第三項において準用する場合を含む)中「範囲内」とあるのは「範囲内」で教授会の議に基づき学長が定める期間をもつて」とする。

第十一条第二項中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第八條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第六條中「職員」の下に「若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を加える。

第十六條第三項ただし書中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

第二十八條の五第一項

当該地方公共団体  
短時間勤務の職

市町村  
当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村の短時間勤務の職

第八條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第六條中「職員」の下に「若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を加える。

第十六條第三項ただし書中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

第二十八條の五第一項

当該地方公共団体  
短時間勤務の職

市町村  
当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村の短時間勤務の職

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正)

第九條 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「官職」の下に「又は地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職」を加える。

第四条中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

(きき地教育振興法の一部改正)

第十条 (きき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の二の前の見出しを「(きき地手当等)」に改め、同条第一項中「指定する(きき地学校)」を「指定する(きき地学校)」に、「(きき地学校等)」を「(きき地学校等)」に改め、「職員」の下に「(地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された教員及び職員(次条第一項において「再任用教職員」という)を除く)」を加え、「(きき地手当)」を「(きき地手当)」に改める。

第五條の三第一項中「職員」の下に「再任用教職員を除く」を加え、「(きき地学校等)」を「(きき地学校等)」に、「(きき地手当)」を「(きき地手当)」に改める。

(農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十一年法律第百四十五号)の一部改正)

第十一条 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十一年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「官職」の下に「又は地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職」を加える。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第十二條 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「官職」の下に「又は地方公務

員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職」を加える。

員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を  
加える。

第十條中「昭和二十五年法律第二百六十一  
号」を削る。

(土地収用法の一部改正)

第十三條 土地収用法(昭和二十六年法律第二  
百十九号)の一部を次のように改正する。

第五十二條第四項中「職員」の下に「若しくは  
地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一  
号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤  
務の職を占める職員」を加える。

(地方公営企業法の一部改正)

第十四條 地方公営企業法(昭和二十七年法律第  
二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第三項中「職員」の下に「若しくは  
地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する  
短時間勤務の職を占める職員」を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十三年四月一日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当  
該各号に定める日から施行する。

一 次條の規定 公布の日

二 第一條中地方公務員法第二十九條の改正規  
定(同條第一項の次に二項を加える部分(同條  
第三項に係る部分を除く。))に限る。及び附則  
第三條第一項の規定 公布の日から起算して  
三月を超えない範囲内において政令で定める  
日

(実施のための準備)  
第二條 第一條の規定による改正後の地方公務員  
法(以下「新法」という。))第二十八條の四から第  
二十八條の六までの規定の円滑な実施を確保す  
るため、任命権者(地方公務員法第六條第一項  
に規定する任命権者をいう。以下同じ。))は、長  
期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備  
を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権  
者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の

措置を講ずるものとする。

(懲戒処分に関する経過措置)

第三條 新法第二十九條第二項の規定は、同項に  
規定する退職が附則第一條第二号の政令で定め  
る日以後である職員について適用する。この場  
合において、同日前に同項に規定する先の退職  
がある職員については、当該先の退職の前の職  
員としての在職期間は、同項に規定する要請に  
応じた退職前の在職期間には含まれないものと  
する。

2 新法第二十九條第三項の規定は、同項の定年  
退職者等となつた日がこの法律の施行の日(以  
下「施行日」という。))以後である職員について適  
用する。この場合において、附則第一條第二号  
の政令で定める日前に新法第二十九條第二項に  
規定する退職又は先の退職がある職員について  
は、これらの退職の前の職員としての在職期間  
は、同條第三項の定年退職者等となつた日まで  
の引き続き職員としての在職期間には含まれな  
いものとする。

(改正前の地方公務員法の規定により再任用さ  
れた職員に関する経過措置)

第四條 施行日前に第一條の規定による改正前の  
地方公務員法第二十八條の四第一項の規定によ  
り採用され、同項の任期又は同條第二項の規定  
により更新された任期の末日が施行日以後であ  
る職員に係る任用(任期の更新を除く。))につい  
ては、なお従前の例による。

(特定警察職員等への適用期日)

第五條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年  
法律第百五十二号)附則第二十五條の二第一項  
第一号に規定する特定警察職員等(次條におい  
て「特定警察職員等」という。))である者につい  
ては、施行日から平成十九年四月一日までの間に  
おいて条例で定める日から、新法第二十八條の  
四から第二十八條の六までの規定を適用する。

(任期の末日に関する特例)

第六條 平成二十五年三月三十一日(特定警察職  
員等である職員にあっては、平成三十一年三月

三十一日)までの間における新法第二十八條の  
四第三項(新法第二十八條の五第二項及び第二  
十八條の六第三項において準用する場合を含む。))の条例で定める年齢に関しては、国の職員  
につき定められている任期の末日に関する特例  
を基準として、条例で特例を定めるものとす  
る。